

下関港海岸(長府・壇ノ浦地区)高潮対策事業 現地工事のお知らせ

次のとおり、下関港海岸の長府・壇ノ浦地区で護岸工事を実施しますので、付近を航行または停泊する船舶は作業に十分注意するとともに、作業にご協力をお願いします。

国土交通省 九州地方整備局 下関港湾事務所 TEL 083-266-3292
FAX 083-261-6445

●作業概要

1. 作業期間

地区名	種別	作業機械	期間予定	作業時間	備考
長府・壇ノ浦地区	護岸工事	陸上クレーン車、バックホウ、ダンプトラック	令和元年6月中旬～令和2年3月下旬	日の出～日没	※警戒船 1隻 配備 濁り監視船 1隻 配備

※原則として土曜、日曜、祭日を除き作業を行います。

2. 作業の場所 (図-1参照)

工事実施箇所 …………… に示す場所

3. 作業概要

護岸工事 (図-1、2参照)

- 1) 簡易探査機を使用して作業区域の磁気探査を行います。
- 2) 陸上より雑石を投入し仮設道路及び土嚢を設置します。
- 3) 既設捨石及び土砂をバックホウ等により掘削し集積します。
- 4) 集積した既設捨石及び土砂をダンプトラックにより最終処分場へ運搬します。
- 5) 仮設道路を利用しダンプトラックにより雑石(基礎)を投入します。
- 6) 投入した雑石をバックホウ等により敷均します。
- 7) 仮設道路より本体工の基礎となる底盤コンクリートを打設します。
- 8) 仮設道路を使用し陸上クレーン車により消波ブロック、及び被覆ブロックを設置します。
- 9) 既設護岸背後または仮設道路を使用し、ポンプ車により新たな上部となるコンクリートを打設します。

4. 安全対策

護岸工事 (図-1、3、4、5、6、7参照)

- 1) 本工事においては、海上部に仮設道路を施工し実施することから、波の侵入を防ぐための土嚢上に標識灯(黄色4秒1閃光)を設置します。
- 2) 視界2,000m未満、波高1.0m以上、風速10.0m/s以上、降雨量20mm以上の時は作業を中止します。
- 3) 作業中は濁り監視用として濁り監視船を配備します。
- 4) 作業期間中(周辺船舶に影響がある作業)は、工事施工海域及びその付近海域における船舶航行の安全と工事の円滑な遂行を目的に、警戒の標識(緑、黄、緑の吹き流し)を掲げた警戒船で航行船舶の動静把握と付近海域の警戒を行います。
- 5) 作業の実施に当たっては、万全の安全対策を講じ、事故防止に努めることを受注者に周知徹底させます。

●航行または停泊する船舶へのお知らせ

工事作業中は下図に示す警戒船及び濁り監視船を配備します。
また、仮設道路の土嚢上に、標識灯(黄色4秒1閃光)を100mおきに設置します。

図-3 警戒船

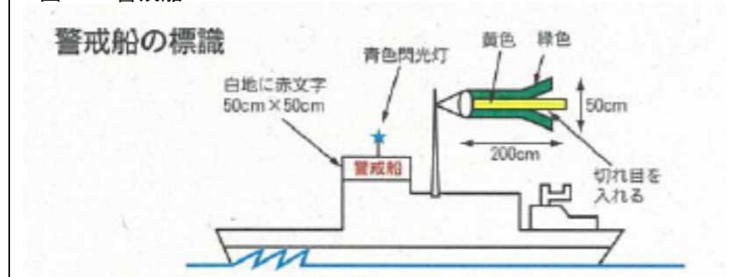


図-5 濁り監視船

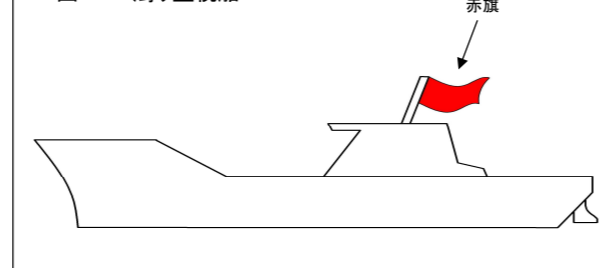


図-6 標識灯

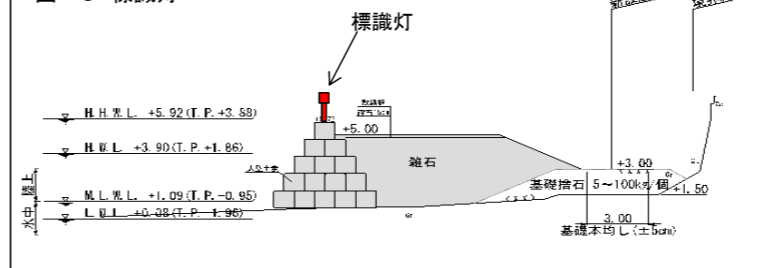


図-7 標識灯

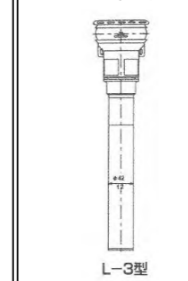


図-1 工事実施箇所

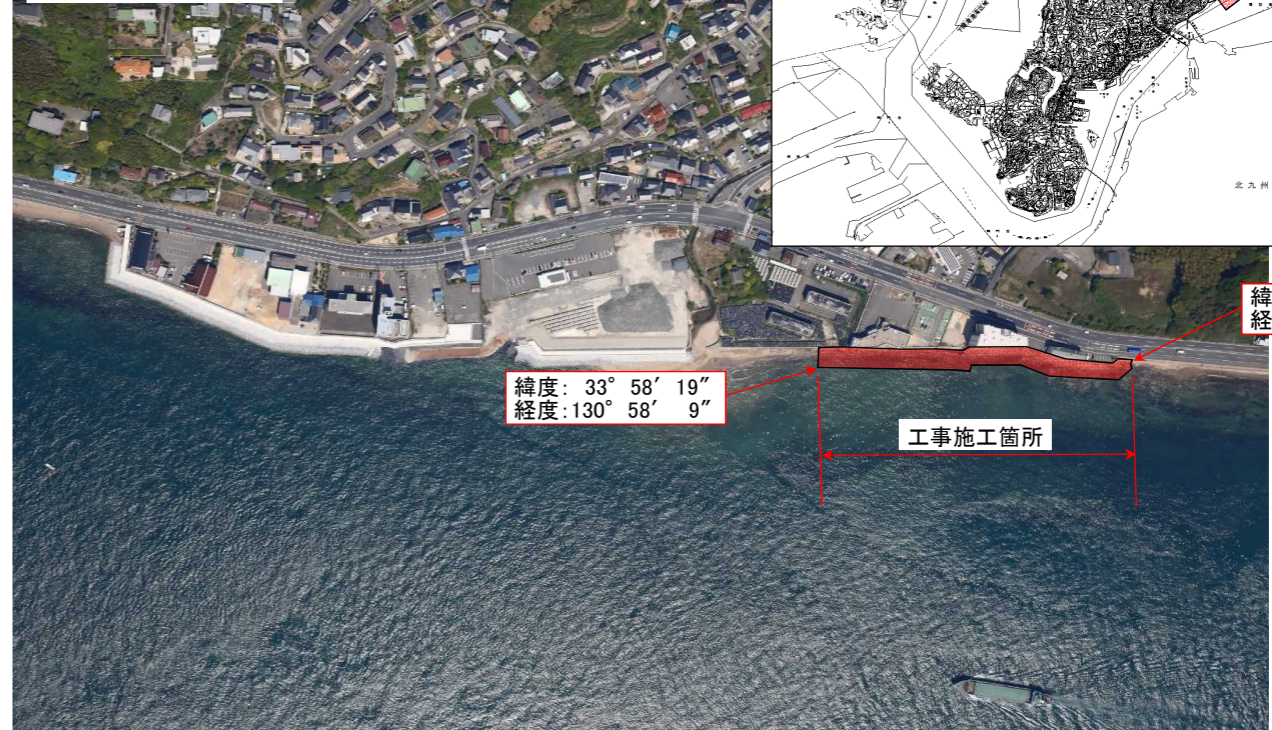


図-2 護岸断面図(4工区)

